

市・県民税の納税通知書を 6月10日(金)に発送します

●納税通知書に関するお問い合わせは…
市民税課個人市民税担当☎(866)2055

平成23年度に納めていただく市・県民税の納税通知書を6月10日(金)にお送りします。同封の課税明細書で税額などを確かめください。

なお、市・県民税が給与から引き落とされるかたは5月16日に勤務先へお送りしました。

■申告はお済みですか

市役所分館や各地区コミセンなどで3月15日まで受け付けた平成23年度の市・県民税の申告をまだしていないかたは、次の受付窓口へどうぞ。なお、すでに税務署へ所得税の確定申告を終えたかた、これから確定申告するかたは、改めて市・県民税の申告をする必要はありません。

受付場所 市役所1階の市民税課15番窓口

申告に必要なもの

印鑑、源泉徴収票、健康保険料の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書、医療費の領収書 など

平成22年中の所得・課税 証明書などを交付します

平成22年中の所得金額などに関する証明書は、市・県民税が給与から引き落とされるかたは5月16日から、それ以外のかたは6月10日(金)から交付します。証明書を請求する場合は、運転免許証や健康保険証など、本人確認ができる書類を左記の窓口へお持ちください。なお、代理請求の場合は委任状が必要です。

交付窓口

- 市民税課(市役所1階)
- 北部市民サービスセンター
- 西部市民サービスセンター
- 河辺市民サービスセンター
- 雄和市民サービスセンター
- アルヴェ駅東サービスセンター
- 岩見三内連絡所
- 大正寺連絡所

*証明書に関するお問い合わせは…
市民税課庶務担当☎(866)2054

きずなで ホットしてい あきた寄附金

生まれ故郷などの自治体に寄附をした場合、税額が控除・軽減される「ふるさと納税制度」。秋田市では「きずなでホットしていあきた寄附金」として寄附を呼びかけています。寄附するかたは寄附金の使い道を次の6種類から選ぶことができます。

- ① 産業の活性化のために
- ② 住みよい環境づくりのために
- ③ 健康と安全安心のために
- ④ 生き生きと暮らすために
- ⑤ 人と文化をはぐくむために
- ⑥ 市長が選ぶ取り組みのために



絆づくりキャラクター
「テッテ」

寄附の申し込み・問い合わせ

手続きに必要な「寄附申込書」をお送りしますので、企画調整課へご連絡ください。寄附申込書は、秋田市東京事務所、秋田銀行と北都銀行の秋田県外各支店にも置いてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。また、ホームページから直接申し込みすることもできます。詳しくはお問い合わせください。
企画調整課☎(866)2032
秋田市東京事務所☎03-3234-6071
<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/mn/furusatonouzei/>

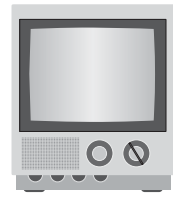
昨年度の寄附金は約35万円でした

きずなでホットしていあきた寄附金は平成20年度から受け付けています。平成22年度は16件、34万8千500円の申し込みがありました。いただいた寄附金は平成23年度、左表の事業に使わせていただきます。ご協力ありがとうございました。

寄附金を使う事業(全体事業費)	寄附金充当額
① コンベンション誘致推進事業(254万円)	12万7千円
② あきたスマートシティプロジェクト(仮称)推進経費(910万4千円)	7千円
③ 自殺予防対策事業(286万7千円)	7千円
④ 高齢者コインバス事業(8千101万7千円)	3万7千円
⑤ スポーツホームタウンにぎわい創出事業(74万円)	3千500円
⑥ エイジフレンドリーシティ構想普及啓発事業(558万4千円)	16万7千円
寄附金合計額	34万8千500円

テレビの廃棄は適正に

環境都市推進課
☎(866)2943



今年の7月24日でテレビのアナログ放送は終了し、地上波デジタル放送に移行されます。不要になったテレビを処分するときは、家電リサイクル法に従って適正に処分し、不法投棄は絶対にやめましょう。

また、市の許可を得ていない違法な廃棄物回収業者によるトラブルが発生していますので、ご注意ください。

古いテレビを処分するときは

テレビを処分するときは下記の方法で適正に処分してください。処分費用は引取先へお問い合わせください。

新しいテレビに買い替えるとき

古いテレビは新しいテレビを購入する店に引き取りを申し込んでください。

テレビの処分だけのとき

● テレビを購入した店が分かる場合は購入した店に引き取ってもらおう。

● テレビを購入した店が分からない場合は、

① 業者に依頼して収集に来てもらう。

▼ 家電リサイクルセンター

☎012015371915

▼ 秋田廃棄物処理協会 ☎(895)7900

② 近くの郵便局で家電リサイクル券を購入して次の業者に搬入する。

▼ (株)阪東商店(向浜一丁目) ☎(862)5734

▼ 日本通運(株)秋田支店(土崎港穀保町)

☎(816)0202

ぜひご参加ください！

ごみ減量・分別説明会



ごみの現状や減量目標などをまとめたDVDをご覧いただきながら、身近にできるごみ減量のポイントを説明。また、分別方法など、ごみに関する質問も受けします。直接、下表の会場へどうぞ。

説明会の日程

日時		会場
6月 2日(木)	午前10時～	西部市民サービスセンター
	午後 2時～	茨島地区コミセン
6月 7日(火)	午前10時～	外旭川地域センター
	午後 2時～	北部市民サービスセンター
6月 9日(木)	午前10時～	上新城地域センター
	午後 2時～	八橋地区コミセン
6月14日(火)	午前10時～	寺内地区コミセン
	午後 2時～	飯島地区コミセン
6月16日(木)	午前10時～	北部公民館
	午後 2時～	金足地域センター

●出張説明会も開催します！

みなさんから依頼があれば、町内会やサークル、職場の集まりなどに市職員が出向いて説明会を開催します。申し込みは環境都市推進課へ。☎(866)2943



がんばる企業や 事業主を応援します

①中心市街地への出店を支援

県内の中小企業者などを対象に、秋田駅前から大町、通町にかけての中心市街地区域内の空き店舗(※1)や大型商業施設内の空きテナント(※2)への出店に対し、下表の内容で補助します。申請方法など、詳しくは商工労働課へお問い合わせください。☎(866)2429

※1 空き店舗：商店街の区域内にある建物の1階部分で、道路に面しているもの

※2 大型商業施設内の空きテナント：大規模小売店舗立地法の届出を行っている商業施設内にある、3か月以上使用者のいないテナント

②新規学卒者などを雇用する事業主を助成

厚生労働省が実施する「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」が「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を利用して、大学、大学院、短大、専修学校および高校を卒業後、おおむね3年以内で40歳未満のかたを正規雇用した法人または個人事業主(創業5年以内で、今年4月1日現在45歳以上のかた)を対象に、雇入れに要した経費の一部を助成します。



助成額

対象となる支払賃金の2分の1以内の額で、上限100万円。助成金の交付は雇用してから6か月経過後に50万円以内、さらに6か月経過後に50万円以内を実施に応じて支払います。

申し込み

助成対象者を雇い入れた日から30日以内(申し込みは来年3月31日まで)に商工労働課へ。☎(866)2114